

しろひげ 思い出がいっぱい
訪問看護ステーション

利用契約書
個人情報使用同意書
重要事項説明書

介護指定番号：1362390906

医療指定番号：7492994

ご利用者名

0

様

重要事項説明書

この「重要事項説明書」では、訪問看護サービス利用契約締結に際して、ご注意いただきたいと事を説明します。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人社団しろひげファミリー
代表者氏名	理事長 山中 光茂
本社所在地	〒132-0014 東京都江戸川区東瑞江3-55-11
(連絡先及び電話番号等)	TEL:03-5666-4675 FAX:03-5666-4676
法人設立年月日	令和1年10月1日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等	
事業所名称	しろひげ 思い出がいっぱい訪問看護ステーション
事業所番号	(介護指定番号:1362390906) (医療指定番号:7492994)
事業所所在地	〒134-0013 江戸川区江戸川6丁目32番7号
連絡先	TEL:03-6808-7590 FAX:03-6808-7591
事業所の通常の事業の実施地域	江戸川区全域 市川市 浦安市 江東区 葛飾区
(2) 事業の目的及び運営の方針	
事業の目的	利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、療養生活を支援し、主治医が必要と認めた者に対して、心身の機能維持回復を図るために、訪問看護のサービスの提供を目的とします。
運営の方針	1.指定訪問看護は、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
	2.事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
	3.事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療機関又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めていく。
(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間	
営業日	月曜日～金曜日
営業時間	午前8時00分から午後5時15分まで
(4) サービス提供可能な日と時間帯	
サービス提供日	月曜日～金曜日(通常営業日と同様) 但し、特別な事情により必要と認めた場合は、休業日にもサービスの提供を行います。
サービス提供時間	8:30～17:15

(5)事業所の職員体制		
職種	職務内容	人員数
管理者	<p>1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。</p> <p>2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。</p> <p>3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</p>	常 勤 1名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	<p>1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。</p> <p>2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。</p> <p>3 利用者へ訪問看護計画を交付します。</p> <p>4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。</p> <p>5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。</p> <p>6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。</p> <p>7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。</p>	常 勤 2.5名以上配置
看護職員（看護師・准看護師）	<p>1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。</p> <p>2 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。</p>	常 勤 2.5名以上配置
理学療法士等	<p>1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します</p> <p>2 看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを提供します。</p> <p>3 利用者の日常生活状況、心身の状態及び希望を踏まえてサービスを提供します。</p>	適当数

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について	
サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。
	具体的な訪問看護の内容
	① 健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察など）
	② 日常生活の看護（清拭・洗髪等による清潔の保持など）
	③ 日常生活の世話（食事および排泄など）
	④ 在宅リハビリテーション看護 （寝たきり・褥瘡の予防、手足の運動など）
	⑤ 療養生活や介護方法の指導
	⑥ 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
	⑦ カテーテル等の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づく看護
	⑧ 生活用具や在宅サービス利用についての相談
⑨ 終末期の看護（ターミナルケア）	

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

4 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

訪問看護サービスの利用料と利用者負担額の目安は、別紙「介護保険利用料金表」「医療保険料金表」の通りです。

(1) サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行いません。

(2) 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算します。なお、同意書面は別添のとおりです。特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌かん流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

その他の加算要件にある「厚生労働大臣が定める疾病」にあるものとは次のとおりです。

- イ ガン末期・多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、他系統萎縮症(綿糸体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態。

6 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

(1)利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
	イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日以降に利用者あてお届け（郵送）します。
(2)利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合の上、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。
	(A)事業者指定口座への振り込み
	(B)利用者指定口座からの自動振替（毎月4日）
	(C)現金支払い
	イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）
ウ 初回引き落とし手続きには、口座登録に2～3カ月程度かかります。 よって、初回引き落としの際には、2～3か月分の利用料が合算されて引き落とされますのでご了承下さい。 ただし、当月利用料金が確定し次第、各月にて請求書をお送り致しますので、口座引き落としを希望されない場合は、お手数ではございますが、事前にご連絡下さい。	

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

7 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護職員の変更をご希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名	管理者 中田 真理
	イ 連絡先電話番号	03-6808-7590
	同ファックス番号	03-6808-7591
	ウ 受付日及び受付時間	8:00～17:15

※ 担当する看護職員としては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

8 サービスの提供にあたって

(1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

(2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

(3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。

(4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

(5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者等の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 中田 真理
-------------	-----------

(2) 苦情解決体制を整備しています。

(3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。

(4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(5) 虐待防止のための指針の整備をしています

(6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに区市町村に通報します。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

(1)利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
	② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
	③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
	④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
(2)個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
	② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
	③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

11 緊急時の対応方法について

(1)サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医医療機関	担当医	連絡先	備考
緊急時連絡者氏名	続柄	連絡先	

(2)業務継続計画の策定等について

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護ステーションの提供を継続的に実地するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12 事故発生時の対応方法について

- (1)利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2)利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

13 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

15 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

16 サービス提供の記録

- (1)指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2)指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から2年間保存します。
- (3)利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

17 衛生管理等

- (1)看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2)指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3)感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

18 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

○苦情又は相談があった場合は、原則として管理者が対応する。

管理者が対応できない場合は、他職員が対応し、その旨を管理者に速やかに報告する。

○事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等の関係機関との協力により適切な対応方法を利用者の立場にたって検討し、対処する。

(2) 苦情申立の窓口

訪問看護に関する相談、要望、苦情などは下記の窓口までお申し出下さい。

管理者 中田 真理 TEL：03-6808-7590

当事業者が設置する窓口以外に、お住いの区市町村又は、都道府県の相談窓口・苦情窓口等に苦情を伝える事が出来ます。

江戸川区役所 介護保険課 事業者調整係	電話03-5662-0032
葛飾区役所 介護保険課	電話03-3695-1111
江東区役所 介護保険課介護サービス利用相談	電話03-3647-9099
東京都国民健康保険団体連合会 介護福祉部介護相談窓口	電話03-6238-0177
浦安市役所 介護保険課 給付係	電話047-351-1111
市川市役所 介護福祉課 包括支援グループ	電話047-334-1152
千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情処理係	電話043-254-7428

19 契約書、重要事項説明書、個人情報使用同意書について同意

説明受けた年月日	
----------	--

上記説明を受け同意したことを証するため、本書2通を作成し利用者及び事業者の双方が記名・押印の上それぞれ1部ずつ保有します。

上記内容の重要事項説明と別紙料金表の説明を受けて同意しました。

事業者	所在地	〒134-0013 江戸川区江戸川6丁目32番7号	
	法人名	医療法人社団 しろひげファミリー	
	代表者名	理事長 山中 光茂	
	事業所名	しろひげ思い出がいっぱい 訪問看護ステーション	
	説明者氏名	管理者 中田 真理	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	
	連絡先	

ご家族代表者	住所	
	氏名	
	続柄	

署名代行者・家族の代表者（家族・代理人）本人の契約意思を確認し、署名代行いたしました。

訪問看護費

法定代理受領の場合は下記金額の1割、2割又は3割。

(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)

訪問介護費		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
指定訪問看護ステーション の場合	20分未満	314	3,579円	358円	716円	1,074円
	30分未満	471	5,369円	537円	1,074円	1,611円
	30分以上 1時間未満	823	9,382円	939円	1,877円	2,815円
	1時間以上 1時間30分未満	1,128	12,859円	1,286円	2,572円	3,858円
※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問の場合	20分	294	3,351円	336円	671円	1,006円
	40分	588	6,703円	671円	1,341円	2,011円
	60分	795	9,063円	907円	1,813円	2,719円
定期巡回・随時対応訪問介護 看護事業所と連携する場合	1月につき	2,961	33,755円	3,376円	6,751円	10,127円
	上記の場合で要介護5 1月につき	3,761	42,875円	4,288円	8,575円	12,863円

介護予防訪問看護費		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
指定介護予防 訪問看護ステーションの場合	20分未満	303	3,454円	346円	691円	1,037円
	30分未満	451	5,141円	515円	1,029円	1,543円
	30分以上 1時間未満	794	9,051円	906円	1,811円	2,716円
	1時間以上 1時間30分未満	1,090	12,426円	1,243円	2,486円	3,728円
※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問の場合	20分	284	3,237円	324円	648円	972円
	40分	568	6,475円	648円	1,295円	1,943円

注) 1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合 上記単位数の10%減

注) 1月当たりの利用者が同一の建物に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合 上記単位数の15%減

注) 准看護師が指定訪問看護を行った場合 上記単位数の10%減

注) 夜間(18:00~22:00)又は早朝(6:00~8:00)の場合 上記単位数の25%増

注) 深夜(22:00~6:00)の場合 上記単位数の50%増

注) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が1日3回以上算定する場合は、1回目から全て90%に相当する単位数を算定

注) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が利用を開始した月から起算して12月を超えて指定介護予防訪問看護を行った場合 上記から5単位減算

注) 看護師、准看護師以外による訪問サービスの場合、概ね3か月に1回看護師がサービスの評価のためご自宅にお伺いいたします。

その他加算

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満 1回につき	254	2,895円	290円	579円	869円
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分以上 1回につき	402	4,582円	459円	917円	1,375円
複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満 1回につき	201	2,291円	230円	459円	688円
複数名訪問加算(Ⅱ)	30分以上 1回につき	317	3,613円	362円	723円	1,084円
長時間訪問看護加算	1回につき	300	3,420円	342円	684円	1,026円
緊急時訪問看護加算Ⅰ	1月につき	600	6,840円	684円	1,368円	2,052円
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	500	5,700円	570円	1,140円	1,710円
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	250	2,850円	285円	570円	855円
ターミナルケア加算	死亡月につき	2500	28,500円	2,850円	5,700円	8,550円
初回加算(Ⅰ)	退院した日に訪問した場合	350	3,990円	399円	798円	1,197円
初回加算(Ⅱ)	退院した翌日以降に訪問した場合	300	3,420円	342円	684円	1,026円
退院時共同指導加算	1回につき	600	6,840円	684円	1,368円	2,052円
看護・介護職員連携強化加算	1回につき	250	2,850円	285円	570円	855円
専門管理加算	1月につき	250	2,850円	285円	570円	855円
口腔連携強化加算	1月につき	50	570円	57円	114円	171円

訪問看護利用 料金表

				金額	利用料		
					1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費（Ⅰ）	1日につき	看護師・リハビリ	週3日目まで	5,550円	560円	1,110円	1,670円
		看護師のみ	週4日目以降	6,550円	660円	1,310円	1,970円
		准看護師	週3日目まで	5,050円	510円	1,010円	1,520円
			週4日目以降	6,050円	610円	1,210円	1,820円
訪問看護基本療養費（Ⅱ） 同一建物居住者	同一日に3人以上の訪問	看護師・リハビリ	週3日目まで	2,780円	280円	560円	830円
		看護師のみ	週4日目以降	3,280円	330円	660円	980円
		准看護師	週3日目まで	2,530円	250円	510円	760円
			週4日目以降	3,030円	300円	610円	910円
訪問看護基本療養費（Ⅲ） ※入院中の外泊時の訪問	1日につき			8,500円	850円	1,700円	2,550円
訪問看護管理療養費	1日につき	月の初日		7,670円	770円	1,530円	2,300円
		月の2日目以降		3,000円	300円	600円	900円
夜間・早期訪問看護加算 (18時～22時/6時～8時)	1回につき			2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算 (22時～翌6時)	1回につき			4,200円	420円	840円	1,260円
基本料金（例）							
（基本療養費＋管理療法費）				料金	1割負担	2割負担	3割負担
1日目				13,220円	1,320円	2,640円	3,970円
2日目以降				8,550円	860円	1,710円	2,570円

【その他加算】

				金額	利用料		
					1割負担	2割負担	3割負担
難病等複数回訪問加算	1日につき	1日に2回 の場合	同一建物内1人 又は2人	4,500円	450円	900円	1,350円
			同一建物内3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
		1日に3回以 上の場合	同一建物内1人又は2人	8,000円	800円	1,600円	2,400円
			同一建物内3人以上	7,200円	720円	1,440円	2,160円
緊急訪問看護加算	1日につき	月に14日まで		2,650円	270円	530円	800円
		月に15日以降		2,000円	200円	400円	600円
長時間訪問看護加算	週1回まで			5,200円	520円	1,040円	1,560円
複数名訪問看護加算	1日につき	看護師2名		4,500円	450円	900円	1,350円
		看護師と准看護師		3,800円	380円	760円	1,140円
		看護師と看護補助者		3,000円	300円	600円	900円
	1日につき3名以上の場合	看護師2名		4,000円	400円	800円	1,200円
		看護師と准看護師		3,400円	340円	680円	1,020円
		看護師と看護補助者		2,700円	270円	540円	810円
看護補助で1日に複数回 訪問した場合	1日2回の場合		6,000円	600円	1,200円	1,800円	
	1日に3回以上の場合		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円	
24時間対応体制加算	イ) 看護業務の負担軽減の取組を行っている場合			6,800円	680円	1,360円	2,040円
特別管理加算（Ⅰ）	1月につき			5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算（Ⅱ）				2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算	1月につき			8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算				2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算				6,000円	600円	1,200円	1,800円
		90分を超えて指導を行った場合		8,400円	840円	1,680円	2,520円
在宅患者連携指導加算	1月につき			3,000円	300円	600円	900円

在宅患者緊急時等カンファレンス加算	1月につき2回	2,000円	200円	400円	600円
ターミナルケア療養費		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護情報提供療養費	1月につき	1,500円	150円	300円	450円
看護・介護職員連携強化加算	1月につき	2,500円	250円	500円	750円
訪問看護ベースアップ評価料	(I) 780円	780円	80円	160円	230円
	(II) 10~500円	10~500	1~50円	2~100円	3~150円

保険外サービス（自費負担分）	
実施地域外の遠方な場所への訪問の際にかかる交通費	実費分
衛生材料	ご本人負担
エンゼルケア	20000円+税
当日キャンセル料	サービス利用料全額

上記保険外サービスには消費税がかかります。

●その他の加算要件にある「厚生労働大臣が定める疾病」にあるものとは次のとおりです。

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）、他系統萎縮症(綿糸体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

●特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

①在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態

②在宅自己腹膜灌かん流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態

③人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

④真皮を超える褥瘡の状態

⑤点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

腫瘍患者もしくは気管切開をされている方または、気切カニューレ・留置カテーテルを使用している方
(中心静脈栄養・経管栄養)

訪問看護サービス等加算説明書

…付加するサービス… ※ご利用者（またはご家族等）の同意が必要となります。

◆緊急時訪問看護加算（介護保険）、または24時間対応体制加算（医療保険）
※ご契約された場合は、24時間いつでも看護師に相談することが可能となり、介護保険の場合は営業時間外の場合でも保険が適用となります。
上記の緊急時訪問看護加算、または24時間対応体制加算の利用について、 <input type="checkbox"/> 同意しました <input type="checkbox"/> 同意しません
◆訪問看護情報提供療養費（医療保険）
医療保険適用の場合、地域の保健所等に利用者の同意を得て情報提供を行います。
上記の訪問看護情報提供療養費について、 <input type="checkbox"/> 同意しました <input type="checkbox"/> 同意しません
◆訪問看護特別管理加算
医療カテーテルや在宅医療機器利用中の方及び悪性腫瘍治療中や褥瘡のある方に適用されます。
上記の訪問看護特別管理加算について、 <input type="checkbox"/> 同意しました <input type="checkbox"/> 同意しません
◆訪問看護ターミナルケア療養費（医療保険）、またはターミナルケア加算（介護保険）
ご自宅での看取りをご希望された方に適用されます。
上記の訪問看護ターミナルケア療養費（医療保険）、またはターミナルケア加算（介護保険）について <input type="checkbox"/> 同意しました <input type="checkbox"/> 同意しません
◆複数名訪問看護加算（複数名精神科訪問看護加算）
訪問看護において看護師等1名での対応が困難な場合に、複数名で訪問が必要な際に適用されます。
上記の数名訪問看護加算（複数名精神科訪問看護加算）について、 <input type="checkbox"/> 同意しました <input type="checkbox"/> 同意しません

- ① サービスの提供にあたっては、ご利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態の予防、苦痛の緩和に向けて適切にサービスを提供します。
- ② サービスの提供にあたっては、別紙訪問看護計画書に基づき、利用者の機能の維持回復を図るよう適切に実施いたします。また、訪問看護計画書は、利用者の同意を得ることとします。
- ③ サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすく説明します。もし分からないことがありましたら、いつでも担当職員に遠慮なくお聞きください。
- ④ 提供した訪問看護に関して、お申し出を頂ければ利用者のお手持ちの健康手帳等の医療の記録に必要な事項を記載いたします。
- ⑤ 訪問看護の提供開始に際しては、主治医の文書による指示に従います。
- ⑥ 当事業者は主治医に対し、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出します。

料金表及び上記の訪問看護・指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業所 料金等の説明と加算の説明を受けて、同意しました。

日 付

説 明 者 管理者 中田 真理

利 用 者 住 所

利 用 者 氏 名

家 族 及 び 代 理 人 住 所

家 族 及 び 代 理 人

印

【精神科基本料金】

					金額	利用料		
						1割負担	2割負担	3割負担
精神科訪問看護 基本療養費（Ⅰ）	1日につき	保健師、 又は看護師	週3日目 まで	30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
				30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
			週4日目 以降	30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
				30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
		准看護師	週3日目 まで	30分以上	5,050円	505円	1,010円	1,515円
				30分未満	3,870円	387円	774円	1,161円
			週4日目 以降	30分以上	6,050円	605円	1,210円	1,815円
				30分未満	4,720円	472円	944円	1,416円
精神科訪問看護 基本療養費（Ⅲ） ※同一日に同一建物 内 2名の訪問	1日につき	保健師、 又は看護師	週3日目 まで	30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
				30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
			週4日目 以降	30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
				30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
		准看護師	週3日目 まで	30分以上	5,050円	505円	1,010円	1,515円
				30分未満	3,870円	387円	774円	1,161円
			週4日目 以降	30分以上	6,050円	605円	1,210円	1,815円
				30分未満	4,720円	472円	944円	1,416円
精神科訪問看護 基本療養費（Ⅲ） 同一日に同一建物内 3名以上の訪問	1日につき	保健師、 又は看護師	週3日目 まで	30分以上	2,780円	278円	556円	834円
				30分未満	2,130円	213円	426円	639円
			週4日目 以降	30分以上	3,280円	328円	656円	984円
				30分未満	2,550円	255円	510円	765円
		准看護師	週3日目 まで	30分以上	2,530円	253円	506円	759円
				30分未満	1,940円	194円	388円	582円
			週4日目 以降	30分以上	3,030円	303円	606円	909円
				30分未満	2,360円	236円	472円	708円
訪問看護基本療養費 （Ⅳ）※入院中の外 泊時の訪問	1日につき				8,500円	850円	1,700円	2,550円
訪問看護管理療養費 機能強化型 1	1日につき	月の初日			13,230円	1,320円	2,650円	3,970円
		月の2日目以降			3,000円	300円	600円	900円
夜間・早朝訪問看護 加算（18時～22時・6 時～8時）	1回につき				2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算 （22時～翌6時）	1回につき				4,200円	420円	840円	1,260円

【精神科その他加算】

				金額	利用料		
					1割負担	2割負担	3割負担
精神科複数回 訪問加算	1日につき	1日に2回の 場合	同一建物内1人又は2人	4,500円	450円	900円	1,350円
			同一建物内3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
		1日に3回 以上の場合	同一建物内1人又は2人	8,000円	800円	1,600円	2,400円
			同一建物内3人以上	7,200円	720円	1,440円	2,160円
精神科緊急訪問 看護加算	1日につき	月に14日まで		2,650円	265円	530円	795円
		月に15日以降		2,000円	200円	400円	600円
長時間精神科訪問看護加算	週1回まで			5,200円	520円	1,040円	1,560円
複数名精神科 訪問看護加算	1日につき	看護師と (看護師または 作業療法士)	1日1回	4,500円	450円	900円	1,350円
			1日2回	9,000円	900円	1,800円	2,700円
			1日3回以上	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
		看護師と准看護師	1日1回	3,800円	380円	760円	1,140円
			1日2回	7,600円	760円	1,520円	2,280円
			1日3回以上	12,400円	1,240円	2,480円	3,720円
	週1回まで	看護師と看護補助または精神保健福祉士		3,000円	300円	600円	900円
精神科重症患者 支援管理連携加算	1月につき	イ)		8,400円	840円	1,680円	2,520円
		ロ)		5,800円	580円	1,160円	1,740円
24時間対応体制加算	イ) 体制における看護業務の負担軽減の取組を行っている場合			6,800円	680円	1,360円	2,040円
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき			5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算(Ⅱ)				2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算	1月につき	※利用者の状態に応じ月2回を限度		8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算				2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算				6,000円	600円	1,200円	1,800円
	90分を超えて指導を行った場合			8,400円	840円	1,680円	2,520円
在宅患者連携指導加算	1月につき			3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	1月につき	2回		2,000円	200円	400円	600円
訪問看護ターミナルケア療養費				25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護情報提供療養費	1月につき			1,500円	150円	300円	450円
看護・介護職員連携強化加算	1月につき			2,500円	250円	500円	750円
訪問看護ベースアップ評価料	(Ⅰ) 780円			780円	78円	156円	234円
	(Ⅱ) 10~500円			10~500円	1~50円	2~100円	3~150円